

名古屋市上下水道局競争入札参加資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局契約規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第47号。以下「規程」という。）第4条第1項（規程第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）参加資格の審査について必要な事項を定める。

(資格の認定)

第2条 規程第3条第1項又は第2項（規程第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づき競争入札参加資格審査申請書の提出があったときは、次の各号に掲げるところにより、資格の認定を行う。

- (1) 規程第2条及び第6条第2項に規定する資格要件を有しない者については、資格がないものと認定する。
 - (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する許可を受けていない者又は同法第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）の通知を受けていない者については、建設工事の種類に対応して建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第1条の2第1項に規定する額（等級区分の設けてある建設工事にあつては、当該額が当該等級区分の最下位の額を超えるときは最下位の額）の限度において、資格を有するものと認定する。
 - (3) 前2号に掲げる者以外の者については、第4条に定めるところにより算定する客観的事項に係る点数（以下「客観点数」という。）及び別に定める主観的事項に係る点数の合計点数（以下「総合点数」という。）を基礎として、業種、種目又は品目ごとに資格を有するものと認定する。ただし、等級区分の設けてある契約にあつてはその者の当該業種、種目又は品目ごとの総合点数に対応する等級について資格を有するものと認定する。
- 2 前項の資格の認定は、名古屋市契約事務審議会資格審査部会（以下「審議会」という。）の議を経て行う。
- 3 第1項第1号の規定により資格がないものと認定した場合は、当該申請書を提出した者に対して、その理由を書面により通知するものとする。

(各等級に対応する総合点数の範囲の決定)

第3条 等級区分の設けてある契約についての各等級に対応する総合点数の範囲は、当該会計年度における発注状況及び各等級ごとに必要な契約履行能力等を勘案して定めるものとする。

- 2 前項の総合点数の範囲の決定は、審議会の議を経て行う。

(客観点数の算定)

第4条 客観点数の算定は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げるところによるものとする。

- (1) 工事の請負の契約
総合評定値による。
- (2) 工事の請負以外の契約
別表アからカまでに掲げる項目ごとの点数を合計する。

(有資格者名簿)

第5条 規程第4条第1項（規程第6条第2項において準用する場合を含む。）に規定する

有資格者名簿は、電算システム上で作成する。

第6条 規程第4条第5項（規程第6条第2項において準用する場合を含む。）の規定による競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更の届出があったときは、すみやかに、当該有資格者名簿を訂正するものとする。

第7条 有資格者が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、遅滞なく、その者を有資格者名簿から抹消するものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。次号において「令」という。）第167条の4第1項に規定する者となったとき。ただし、特別の理由があると認められたときはこの限りではない。

(2) 令第167条の4第2項各号に掲げる者となったとき。ただし、同一の事由により指名停止措置を受けている者にあつては、この限りではない。

(3) 前2号に該当する場合を除くほか、規程第4条又は規程第6条第1項の規定に基づき定められた資格要件を有しなくなったとき。

2 前項により有資格者名簿から抹消された者が、前項各号のいずれかに該当しなくなったことが明らかとなったときは、その者を再び有資格者名簿に登録する。

3 有資格者が第1項各号のいずれかに該当する旨の判定及び該当しなくなった旨の判定は、審議会の議を経て行う。

（事務手続等）

第8条 競争入札参加資格の審査に係る事務は、市長事務部局及び交通局と共同して行うものとする。

2 総務部契約監理課長（以下「契約課長」という。）は、財政局、住宅都市局、緑政土木局及び交通局の契約担当課（以下「契約担当課等」という。）の長とあらかじめ協議して定めた分担により、第2条第1項第3号の主観的事項に係る点数及び第3条第1項の総合点数の範囲の原案を作成し、これに必要な資料を添付して財政局へ送付するものとする。

3 有資格者名簿は、財政局を通じて資格の認定について審議会の議を経た後、局長の決裁を得て確定するものとする。

4 契約課長は、前条第1項各号のいずれかに該当する事実を知ったときは、ただちに当該事実を財政局担当局長（契約監理）に通知するものとする。

5 有資格者名簿からの抹消は、財政局を通じて審議会の議を経た後、局長の決裁を得て行うものとする。

6 前項により有資格者名簿から抹消された者から、前条第1項各号のいずれかに該当しなくなった旨の申し出があったときは、財政局を通じて審議会の議を経た後、局長の決裁を得てその者を有資格者名簿に再び登録する。この場合において、審議会への付議及び有資格者名簿への再登録に関する日程は、名古屋市競争入札参加資格審査要領に定める随時の資格審査に準ずる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年3月13日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成17年2月4日から施行する。

2 改正後の要綱は、平成17年度以降に行う競争入札の参加資格の審査の手続に適用し、

平成 16 年度に行う競争入札の参加資格の審査の手続については、なお従前の例による。
3 改正後の要綱第 2 第 1 項第 2 号中「同法第 27 条の 29 に規定する総合評定値の通知を受けるものに限る。」とする部分は、平成 16 年 3 月 1 日以降に建設業法に基づく経営に関する客観的事項の審査を申請した者について適用し、同日前に当該審査を申請した者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表

ア 年間完成高、年間販売高、年間契約高又は年間買入高

年 間 完 成 高 等	点 数
100億円以上	10
10億円以上 100億円未満	8
1億円以上 10億円未満	6
5,000万円以上 1億円未満	4
5,000万円未満	2

イ 年間平均取扱品目別完成高、年間平均取扱品目別販売高、年間平均取扱品目別契約高
又は年間平均取扱品目買入高

年 間 平 均 取 扱 品 目 別 完 成 高 等	点 数
10億円以上	30
1億円以上 10億円未満	25
5,000万円以上 1億円未満	20
1,000万円以上 5,000万円未満	15
1,000万円未満	10

備考 年間平均取扱品目別完成高等は、直前2年度間における年間平均によるものとする。

ウ 払込資本額

払 込 資 本 金	点 数
5億円以上	15
5,000万円以上 5億円未満	12
1,000万円以上 5,000万円未満	9
200万円以上 1,000万円未満	6
200万円未満	3

エ 職員の数

職 員 の 数	点 数
1,000人以上	15
100人以上 1,000人未満	12
50人以上 100人未満	9
10人以上 50人未満	6
10人未満	3

オ 流動比率

流 動 比 率	点 数
120%以上	15
100%以上 120%未満	12
80%以上 100%未満	9
60%以上 80%未満	6
60%未満	3

カ 営業年数

営 業 年 数	点 数
30年以上	15
20年以上 30年未満	12
10年以上 20年未満	9
2年以上 10年未満	6
2年未満	3